

箱根町景観計画及び箱根町景観条例改定支援業務委託にかかる
企画提案仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、箱根町(以下「甲」という。)発注の箱根町景観計画及び箱根町景観条例改定支援業務委託(以下「本業務」という。)に適用する。

(目的)

第2条 本業務は、景観法に基づく「良好な景観の形成に関する計画(景観計画)」と、景観法委任条例の景観条例を改定することを目的とする。また、重点地区の新規指定とその届出対象行為と規模等の基準及び良好な景観の形成のための制限(景観形成基準)の策定を行う。

(工期)

第3条 本業務は2か年業務であり、履行期間は契約の日から令和10年3月31日までとする。

(留意事項)

第4条 本業務の実施にあたっては、次に掲げる事項に留意すること。

- (1) 箱根町総合計画、都市計画マスタープラン等本業務に係る関連計画に即するとともに、他市町村の先進事例を把握し整理すること。
- (2) 景観法等の関連法令や通達、指針及び本仕様書に準じて実施すること。

(配置技術者)

第5条 管理技術者は、技術士(都市及び地方計画)、RCCM(都市計画及び地方計画)、認定都市プランナー(景観・都市デザイン)、一級建築士、一級土木施工管理技士のいずれかの資格を有する技術者とする。また、照査技術者は、都市計画関連業務に相当の経験を有し、かつ技術士(都市及び地方計画)またはRCCM(都市計画及び地方計画)と同等以上の資格を有する技術者とする。なお、管理技術者と照査技術者は兼ねることはできない。

(策定スケジュール)

第6条 箱根町景観計画及び箱根町景観条例の改定に係るスケジュールは、次のとおりとする。

	令和8年度				令和9年度			
	第1	第2	第3	第4	第1	第2	第3	第4
委託業務	着手	検証・評価	条例・計画の枠組の整理、 重点地区の選定・改定内容の整理		パブコメ 支援	各種意見等 の反映	完成 検査	
重点地区候補地別 意見募集				実施				
都計審				報告			報告	
議会		報告				報告	議案提出 議決	
その他				環境省 ・県協議		環境省 ・県同意 パブコメ		

第2章 業務内容

(業務対象区域)

第7条 景観計画区域である箱根町全域とする。

(委託内容)

第8条 令和8年度から令和9年度までの2年間で景観計画及び景観条例の改定に係る事業期間とし、それぞれの作業を関連付けしながら効率的に業務を進める。

(1) 景観計画及び景観条例における課題等の整理

ア 計画準備、資料収取等

業務着手にあたり運用上の課題の整理を実施し、他自治体等の事例の収取、景観に関する社会状況の把握を行うとともに、各業務内容についての作業実施方針や実施工程を検討し、業務計画書としてとりまとめ、甲へ提出する。

(2) 本町の景観に関する現状の把握

ア 町民意向等の把握・整理

業務の実施に必要な町民意向等の確認を町内の地域毎に実施するものとし、それに関連する資料作成や会議の進行、議事要旨作成を行う。実施手法等は企画提案による。なお、町民アンケートについて、箱根町第7次総合計画(策定中)の策定業務において実施済みであるため、集計結果の分析を行う。

イ 現行の景観形成基準の検証・評価

現行の景観形成基準の検証・評価にあたり、その実施手法等は企画提案による。景観形成基準のうち、色彩及び高さに関する基準については、重点地区における基準の検討に有用であることから、十分に行うもの。

(3) 景観計画及び景観条例の改定案の作成

ア 基本方針の検討等

イ 重点地区の新規指定、景観形成基準の検討、作成

ウ 一般地域の景観計画の改定案の作成

エ デザインガイドラインの作成

景観計画改定案の作成にあたっては、デザインガイドラインとなる具体的な図版等を掲載することなどにより、伝わりやすい紙面作成を目指す。

オ 景観条例の改定案の作成

カ 協議、運用マニュアル等の作成

(4) 各種会議、説明会、パブリックコメント、その他の支援

ア 必要に応じて実施する各種会議等に際して、資料及び議事録作成等の開催支援

イ 各種会議等において明らかになった事項や意見について取りまとめ、景観計画への反映方法の検討及び提案

ウ 成果品のとりまとめ

前各号の結果を踏まえ、成果品のとりまとめを行う。

エ 打合せ協議

本業務を効率的かつ円滑に進めるため、随時打合せを行う。

オ 町議会への上程、審議等に必要な事務手続き等に係る資料作成支援
景観計画及び景観条例改定案の作成後に実施する、改定に係る議会上程や
審議等の各種手続きに必要な資料や様式等を作成する。

第3章 成果品

(成果品)

第9条 本業務の成果品は、次の各号の電子データを一組として格納し、2部提出するものとする。成果品等の所有権及び著作権等は、すべて箱根町に帰属するものとする。

- (1) 箱根町景観計画改定案(本編)
- (2) 箱根町景観計画及び箱根町景観条例改定に係る新旧対照表
- (3) 箱根町景観計画改定案(本編の概要版)
- (4) 各種運用マニュアル等の改定案(相談、協議(変更を含む)、検査、他)
- (5) 業務内容に係る報告書等
- (6) 打合せ記録一式